

特定健康診査等実施計画
＜第三期＞

イビデン健康保険組合

（平成30年4月）

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、イビデン健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、平成30年より6年を第三期として特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

イビデン健康保険組合の現状

イビデン健康保険組合は、電子関連・セラミック関連製品の製造・販売を主たる業とするイビデン株式会社を核とした単一の健康保険組合である。

平成29年度において、事業所数は14、所在地の内訳は中核のイビデン株式会社を含め岐阜県大垣市が11、その他揖斐郡に2、本巣市に1となっており、すべてが岐阜県内に位置している。岐阜西濃地区及びその近隣地域（岐阜県南西部・愛知県・三重県北部・滋賀県東部）に在勤している被保険者及び被扶養者は9割である。ただし、支店・営業拠点・研究拠点は岐阜西濃地区及びその近隣地域外にも点在しており、前記外の在勤している被保険者および被扶養者は1割程度となっている。当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が41.5歳で、男性が全体の8割強を占める。

健康診断については、被保険者の定期健診は事業主側の健康管理推進センターの管理の下、委託健診機関による各事業場での健診、地方では委託健診機関での健診となっている。ただし、当健保組合が実施している人間ドック（35歳以上）受診者は、ドック受診にて定期健診の代用としている。被扶養者は当健保組合の管理の下、地元・地方を問わずイビデン健康保険組合契約健診機関での受診（人間ドック：35歳以上、婦人科健診：年齢制限なし）・市町村設定での受診・パート勤務先での受診・かかりつけの医療機関での受診となっている。

事業主側の健康管理推進センター所在地は、イビデン株式会社青柳事業場内（大垣市）にあり、職員は、医師・保健師・看護師で常勤が7名、非常勤医師2名である。

次に、平成28年度の40歳以上の健康診断受診者数及び受診率は、被保険者3,041名、98%（内訳は、人間ドック：2,319名、75%、定期：722名、23%）である。また、被扶養者は同様に、844名、56%（内訳は、人間ドック：210名、14%、婦人科健診：507名、34%、その他：127名、8%）である。

健診結果データの保管管理は、被保険者の健診分は健康管理推進センターで、被扶養者の健診については健保組合が行っている。特定健診結果については健保組合が別途保管を行っている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

特定健康診査は、糖尿病、高血圧症、高脂血症、肥満症等の生活習慣病の発症や重症化を予防する事を目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備軍を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

そして、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満の要因となっている生活習慣病を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して、行動変容と自己管理を行うと共に、健康的な生活を維持することができるようになる事を通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防する事を目的とするものである。

2 特定健康診査・特定保健指導の実施に係る留意事項

(1) 特定健康診査について

- ① 定期健診は事業主側が実施し、そのデータを健保組合が受領・管理する。
- ② 人間ドックは健保組合が実施し、データを管理する。
- ③ 婦人科健診は健保組合が実施し、データを管理する。
- ④ 集合契約による健診は、健保組合が準備、実行、確認のすべてを実施し、データを受領・管理する。
- ⑤ 被扶養者のパート先での定期健診やかかりつけ医での健診データは、健保組合が受領・管理する。また、健保組合は提供率向上のために必要な周知・PRを行う。
- ⑥ 被保険者の健康診査のデータはすべてイビデン健康管理システムにて一括管理できるようにし、健康管理推進センターと健保組合が共有利用できるものとする。その中の特定健診データについては別途健保組合でも管理する。
- ⑦ 特定健診の実施費用は実施者負担を原則とする。

(2) 特定保健指導について

- ① 被保険者に対しては、健康管理推進センターが実施する。
- ② 被扶養者・任意継続者に対しては、健保組合がアウトソーシングを活用して実施する。
- ③ 被保険者に対してのデータ管理はイビデン健康管理システムにて一括管理できるようにし、健康管理推進センターと健保組合が共同利用できるものとする。特定保健指導データは別途健保組合でも管理する。
- ④ 特定保健指導の費用は実施者負担を原則とするが、必要な用品・経費等について健保組合は応分の負担ができるものとする。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90.2%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
被保険者	99.0	99.2	99.4	99.6	99.8	100
被扶養者	60.8	62.6	64.0	65.8	67.3	68.9
被保険者＋被扶養者	86.7	87.4	88.1	88.8	89.5	90.2

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率57.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者＋被扶養者)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者（人）	4,322	4,507	4,722	4,887	5,098	5,166
特定保健指導対象者数 （推計）（人）	908	924	945	942	948	913
実施率（％）	19.8	24.9	34.1	43.0	52.5	57.0
実施者数（人）	180	230	322	405	498	520

被保険者に対しては、健康管理推進センターの医療専門職（産業医・保健師・看護師）が、各事業所へ訪問又は健康管理推進センターにて面接等の指導を実施する。

被扶養者と任意継続者に対しては、契約健診機関への委託やアウトソーシングを活用して実施する。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

(1) 特定健康診査の対象者数

被保険者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	2,534	2,620	2,737	2,807	2,916	2,940
40歳以上対象者	3,379	3,494	3,650	3,743	3,889	3,920
目標実施率(%)	99.0	99.2	99.4	99.6	99.8	100
目標実施者数	3,345	3,466	3,628	3,728	3,881	3,920

被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	755	778	800	823	847	863
40歳以上対象者	1,607	1,663	1,710	1,761	1,807	1,808
目標実施率(%)	60.8	62.6	64.0	65.8	67.3	68.9
目標実施者数	977	1,041	1,094	1,159	1,217	1,246

被保険者＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	3,289	3,398	3,537	3,630	3,763	3,803
40歳以上対象者	4,986	5,157	5,360	5,504	5,696	5,728
目標実施率(%)	86.7	87.4	88.1	88.8	89.5	90.2
目標実施者数	4,322	4,507	4,722	4,887	5,098	5,166

* 対象者数(推定値)とは、事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数

* 40歳以上対象者とは、保険者で実施せず他(事業主等)からデータを受領する数を加算した数

(2) 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	4,322	4,507	4,722	4,887	5,098	5,166
動機付け支援対象者	346	339	341	332	336	319
実施率(%)	4.3	9.4	12.3	24.1	36.6	40.8
実施者数	15	32	42	80	123	130
積極的支援対象者	562	585	604	610	612	594
実施率(%)	29.4	33.8	46.4	53.3	61.3	65.7
実施者数	165	198	280	325	375	390
保健指導対象者計	908	924	945	942	948	913
実施率(%)	19.8	24.9	34.1	43.0	52.5	57.0
実施者数	180	230	322	405	498	520

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

① 特定健診

対象被保険者は、定期健診として健康管理推進センター又は事業主が指定した委託健診機関により事業所内で、地方の支店・営業拠点等においては指定委託健診機関にて行う。また、健保組合が指定した全国17の人間ドック委託機関にて人間ドック時に行うこともできる。

対象被扶養者は、健保組合が指定した全国17の人間ドック委託健診機関や2つの婦人科健診委託機関の人間ドック・婦人科健診時に行う。遠隔地の者は集合契約等にて定めた委託健診機関で行う。

② 特定保健指導

対象被保険者は、健康管理推進センター内または事業所への巡回等により行う。

対象被扶養者は、健保組合が指定した委託保険指導機関にて行う。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、定期健康診断では8月～12月、人間ドックでは12月～3月、婦人科健診では7月～12月、集合契約では9月～12月とする。

(4) 委託の有無

① 特定健診

対象被扶養者が遠隔地にいる場合など健康管理推進センターや指定の委託健診機関での受診が困難な場合は、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結ぶなどして決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

② 特定保健指導

対象被扶養者については、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方に基つきアウトソーシングする。

(5) 受診方法

① 特定健診

被保険者は、定期健康診断・人間ドック受診の際、同時に受診する。

被扶養者は、人間ドック・婦人科健診受診の際、同時に受診する。対象被扶養者が遠隔地にいる場合等で受診できない場合は、当健保組合が受診券を対象者に送付する。当該被扶養者は、受診券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診する。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人

負担とする。

② 特定保健指導

被保険者は、健康管理推進センターのスタッフと日程調整のうえ指導を受ける。

被扶養者は、当健保組合と委託した保険指導機関と調整のうえ指導を受ける。

被保険者・被扶養者共に指導費用は無料とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙に掲載するとともに社員ポータルサイト・ホームページ等に掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関及び代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当健保組合と健康管理推進センターで健康管理システムにて共同保管する。特定保健指導については、外部委託先健診機関実施分についても同様に電子データで受領し同様の保管をするものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象被保険者については、健保組合にて階層化したデータを基にイビデン健康管理推進センターの医療専門職により選出する。効果の面から、40歳代の者から優先して選出する。被扶養者については、人数的にも少数と推測されるので、優先度は基本的につけない。

IV 個人情報保護

当健保組合は、イビデン健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしはならない。データの利用者は当健保組合と健康管理推進センター職員に限る。

また、データ管理者は、当健保組合は常務理事、健康管理推進センターはセンター長とする。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健保組合発行の機関誌、社員ポータルサイト、ホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年理事会において見直しを検討する。

また、厚生労働省による制度の見直しがあった場合はそれに準ずる。

VII その他

当健保組合に所属する事業所の産業保健スタッフについては、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。